

# 満洲国の地籍整理事業について

—「蒙地」と「皇産」の問題からみる—

江夏由樹

## 目次

- 1 はじめに
- 2 満洲国地籍整理事業の概要
- 3 (臨時)土地制度調査会の委員会・幹事会の議事録について
- 4 蒙地をめぐる問題
- 5 皇産をめぐる問題
- 6 まとめに代えて

## 1 はじめに

「満洲国」が進めた国家事業の一つに、この地に「近代的」な土地所有関係を打ち立てようとする地籍整理事業があった。この事業は地籍整備事業と呼ばれることもあった。地籍整理事業は満洲国内の各土地の位置、地目、面積、等級、権利関係等について全国的な調査を行い、そこに存在した伝統的、重層的な土地権利関係を整理し、それぞれの土地についてその所有者（地税負担者）を確定することを目的としていた。満洲国が「近代的」な土地税制、土地金融や土地取引のための諸制度を整備し、また、各

種の建設事業等を進めていくうえで、土地所有者の確定を目指すこの事業の持つ意義は重要であった。<sup>(1)</sup>ところが、この事業は既にその準備計画・予備調査の段階から多くの困難な問題に直面し、結局、その目的を最終的には達成することができなかつた。そのため、これまで、この地籍整理事業が本格的な研究の対象となることはあまりなかつた。しかし、この事業の内容を検討してみると、中国東北地方の近代史、また、日本のこの地域に対する植民地支配の歴史を研究するうえで、大変興味深い問題がそこに内包されていることに気付く。

では、この地籍整理事業は具体的に如何なる問題に直面したのであろうか。この問題を探ることは、次の二点から意味がある。第一に、既に、満洲国以前において、日本は「近代的」な土地所有制度を台湾、朝鮮、関東州等において確立することを試み、それぞれの地において、いわゆる「土地調査事業」を実施していた。こうした土地調査事業の延長線上に満洲国の地籍整理事業を捉え、その内容を考察することは、東アジアにおける日本の植民地支配の歴史を、「満洲」の土地問題から具体的に検討することを意味する。第二に、中国東三省の土地制度史の研究から見た場合にも、この地籍整理事業は注目に値する。清朝の時代、この地域には各種官荘・旗地等が広く設けられ、そこには様々な土地権利が重層的に存在していた。清末以降、これらの土地は民間に払い下げられ、そこに新たな地主制が展開していった。例えば、張作霖政権は奉天全省官地清丈局という機関を設け、こうした旧官荘地等の払い下げを本格的に進めていった。<sup>(2)</sup>旧官荘地等が実際に如何に民間に払い下げられ、そこにどのような問題が存在したのかという点を探ることは、中国東北地方の近代史研究にとって重要な課題である。満洲国の地籍整理事業は、清末以来のこの地域における「官地」の「民有地」化事業の延長線上に位置するものであり、この事業が直面した問題を具体的に考察することは、この地域の土地権利関係の歴史を、清

朝の時代にまで遡って検討することを意味する。つまり、満洲国の地籍整理事業の内容を明らかにすることにより、この地域の「伝統的」な土地制度の中身の一部を探ることが可能となる。

近年、中国東北地方の近代史を中国東北地域史、日本の植民地支配史という二つの研究領域の有機的な連関のなかで進める必要が提起されている。その意味で、満洲国の地籍整理事業はこうした二つの領域から接近することが可能な研究課題の一つであると言える。本稿はこうした問題提起を念頭に置きながら、満洲国の地籍整理事業に携わった日本人官僚等の残した史料を利用し、かれらが直面していた問題の内容を、主に、中国東三省の土地制度史研究の視点から分析していきたい。

## 2 満洲国地籍整理事業の概要

満洲国の地籍整理事業については、これまで、本格的に議論される機会があまりなかったように思える。そこで、まず、この事業の概略を簡単にまとめておく必要がある。

地籍整理事業に着手した当時の中国東北地域の土地問題を、例えば、『満洲国現勢 康徳五年版』は次のように記している。それによれば、「農を以て立国の大本とする満洲国に於いては土地の開発利用こそ人民経済生活の基礎をなすものであり、その利用開発は人民既有の土地権利の確保安定に俟たなければならない。然るに、満洲国の土地制度は旧政権軍閥の悪政下に紊乱の極みに達しており、土地あって地券なく、地券あって土地なく、或いは、一地に二主あって相抗争し、或いは、土地の権利・疆界・官・民有区分の明確を欠き、或いは、地積・等則その真を逸し、或いは、広大なる地主不明、又は、管理者不在の土地を存する等、紛乱混淆の状態にあったため、政府に於いて行う各種行政上の目的に出でたる土地買収は

固より、民間の土地売買に当たっても真正なる権利者を確知し難く、不測の損害を蒙らしめ、又、地稅の徴収に当たっても、その納稅義務者を確定することを得ず、その他幾多の弊害を生じ、土地の生産力を十分に發揮せしむることが出来なかつた」とある。<sup>(3)</sup> こうした状況に対応して、この『満洲国現勢』によれば、「如上の諸弊を一掃し、土地をめぐる民族問題の解決に依る諸民族の融和を図り、土地金融の円滑・地稅賦課の公正・移民地取得の容易化・都邑計画その他国家施設の必要に基づく土地獲得の容易化・国民經濟の進展その他百般行政の基礎確立に寄与すべく」、満洲国は地籍整理事業を計画したとある。<sup>(4)</sup>

1932（大同元）年、満洲国は土地問題を管轄する機関として、民生部の外局である土地局を設置した。この時期、土地局の機構は総務處、審査處、測量處からなる極めて簡素なものであり、その予算も僅か二十万円足らずであつたといふ。<sup>(5)</sup> 成立間もない満洲国政府にはまだ地籍整理事業を本格的に推進する力は無く、当初はその準備調査を少しずつ行っていたに過ぎなかつたと言える。しかし、1935（康德2）年から翌年にいたり、満洲国政府は地籍整理事業実施のための本格的な態勢作りに着手した。1936年3月、土地局は國務總理に直屬する地籍整理局として改組され、その組織の拡充・整備が進められた。中央統制機関である地籍整理局本局のもとに事務分掌機関として分支局が設置され、その長にはそれぞれ省長、特別市長、市長、市政管理處長、県長、旗長が就任し、その職員はこれら機関、稅務監督處、稅捐局の職員が兼務した。つまり、各地で実際に地籍整理事業を行う地方機関の確立・整備を目指したのである。同時に、中央には、地籍整理事業が行う個々の土地権利の審定に対して不服がある場合、その救済機関となる高等土地審定委員会が設けられ、さらに、各省・特別市公署には地籍整理事業の諮問機関となる地方土地委員会が設置された。また、本稿がとりあげる、土地制度に関する重要事項を審議する臨時土地制度調査

会、それが改組されて成立した土地制度調査会が設けられたのもこの時期である。<sup>(6)</sup>

土地局、また、地籍整理局長には中国人が任命された。最初に土地局長に就任した壽聿彰は奉天政治堂で法律学を修め、かつて、奉天諮議として、また、炭鉱業界の要職で活躍した人物であった。<sup>(7)</sup>その後を継いで、1937年、地籍整理局長に就いた人物が袁慶濂である。袁慶濂も奉天の出身であり、張作霖・張学良政権時代には主に税務畑の官僚として、哈爾濱、濱江、長春等の税捐局長を歴任していた。<sup>(8)</sup>このように、土地局、地籍整理局長にはこの地域出身の有力な中国人官僚が就任したが、かれらが地籍整理事業の遂行に実質的に関わったわけではなかった。土地局、地籍整理局を実際に管理・運営したのは日本人官僚であり、そのなかで、特に中核的役割を果たした人物が加藤鐵矢と杉本吉五郎という人物である。

加藤鐵矢は1932（大同元）年から1938（康德5）年まで、地籍整理事業の計画をとりまとめる中心的な役割を果たした。彼は陸軍經理学校、東京大学法科を卒業した後、近衛師団經理部員国有財産係主任、関東軍司令部附調査課長等を務め、その後、土地局総務處長、地籍整理局総務處長として、この地籍整理事業を遂行する実質上の責任を担っていた。<sup>(9)</sup>また、土地局、地籍整理局の顧問であった杉本吉五郎はかつて関東州の土地調査事業に深く関わった人物として知られている。関東州の土地調査事業を進めるなかで、杉本は「典」という土地権利の移転に関わる慣習に着目し、関東州においては、土地の「業主」が必ずしもその「所有者」になり得ないことを強調していた。このことは、個々の土地についてその「業主」を調査・確定し、その「業主」を土地「所有者」と認定していこうとした、関東庁の土地調査事業に根本的な疑義を投げ掛けるものであった。つまり、伝統的な土地権利関係を解体・整理し、近代的な土地所有制度を確立することが決して容易でないということを、杉本はかつて具体的な問題から論

じていたのである。結局、関東庁はこの「典」の問題を解決することができず、個々の土地の「所有者」を確定するという土地調査事業の目的は完全には達成されなかった。満洲国の地籍整理事業が対象とする土地面積の広さは関東庁の土地調査事業の場合の比でなく、そこに存在した問題もより複雑で多岐に渡っていた。杉本は関東庁の土地調査事業に関わるなかで、伝統的土地慣習を整理するということが如何に困難な問題であるかを実際に経験したわけであり、その杉本が満洲国の地籍整理事業にどのような方針で臨んだかは興味あるところである。<sup>(10)</sup>

上記の加藤、杉本等を中心に土地局、地籍整理局の中枢が形成された。さらに、土地制度に関する重要事項を審議する臨時土地制度調査会、土地制度調査会が組織され、そこに加藤、杉本等の土地局、地籍整理局の幹部、土地問題の専門家、また、関東軍、民政部、財政部、実業部、司法部、蒙政部等の満洲国各部の代表者が参加し、地籍整理事業の基本方針が策定されていった。表1は、臨時土地制度調査会、土地制度調査会の審議に付された議題をまとめたものである。この表から、満洲国の地籍整理事業の抱えていた問題が如何なるものであったかを具体的に読み取ることができよう。もちろん、当時の満洲国政府はここに掲げられている懸案事項の全てを一挙に解決できると考えていたわけではない。むしろ、これら各事項の中からどの問題の解決を優先的に図るかを検討し、そこから、地籍整理事業の基本方針を確定していくことを当面の課題としていた。そうしたなかで、「皇産」、「蒙地」等の問題が議論の焦点となったのである。したがって、本稿もこの二点を中心に議論することとなる。

当初、地籍整理事業の準備作業として、土地局は次のような事業にとりあえず着手した。『満洲国現勢 康德二年版』によれば、当時、土地局の審査處は旧時代の土地関係法規の蒐集整理、土地商租暫行弁法の制定、土地権利の帰属に関する調査研究、土地慣習の調査、土地制度の研究、熱河

表1 満洲国土地整理事業の懸案事項

I 臨時土地制度調査会第二回委員会議題（康德2年12月）

- (1) 皇産の整理方針に関する要綱
- (2) 蒙地の処理方針に関する要綱
- (3) 地方団体の財産処理に関する要綱
- (4) 商租権設定地域の変更に關する件
- (5) 委員懇談会話題
  1. 満洲に於いて援用すべき土地権利の主体、形態、種類に関する事項
  2. 満洲に於いて援用すべき地稅制度、特に、課稅標準に関する事項
  3. 満洲に於ける土地金融の基本制度に関する事項
  4. 土地権利の公示証明制度に関する事項
  5. 外国人土地所有制度に関する事項
  6. 移民、營林、交通、都市、その他の政策に關連する事項

II 土地制度調査会第一回委員会議題（康德3年11月）

- (1) 皇産の処理方針
- (2) 蒙地の処理方針
- (3) 新京特別市域内に於ける開放蒙地の權利關係整理に関する件
- (4) 錦、熱蒙地權利及び貢納整理要綱
- (5) 浮多地及び私墾地の処理要綱
- (6) 不明及び不在地主地の処理要綱
- (7) 物權法要綱
- (8) 暫行地籍法要綱
- (9) 土地法要綱立案の爲の調査委員会及び幹事指名の件
- (10) 我が国土地制度に関する慣習調査の爲の調査委員会及び幹事指名の件

資料 ①土地局『臨時土地制度調査会關係書類』（康德2年）

②地籍整理局『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』（康德4年6月）

鉄道用地買収に関する漢蒙民族間紛争の解決をその任務としていた。<sup>(11)</sup> これらは満洲の既存の土地制度・慣習の調査を目指すものであり、実際に地籍整理事業を進めていくうえで必要な情報・知識の蒐集作業であった。<sup>(12)</sup> 土地局の職員が奉天を中心とする各地に派遣され、各省・各県が有した土地簿冊、各種地券等の蒐集整理が進められた。こうした作業を通じて、土地局では各種報告書がまとめられていった。例えば、良く知られている『土地関係舊法規 奉天熱河ノ部』<sup>(13)</sup>、『満洲ノ地券ニ就テ』<sup>(14)</sup>、『満洲ニ於ケル地籍簿冊ノ様式』<sup>(15)</sup>、『舊蒙地ニ就テ』<sup>(16)</sup>などがそうして報告書の一つである。こうした調査は小規模な、そして、対象に断片的に接近したものに過ぎなかったが、調査が進むなかで、地籍整理事業の抱える厄介な問題が次々と浮き彫り出されてきた。

一方、測量處では、行政区画調査、蓋平・復両県下での地籍測量の実習、州界の調査、分県図の調製、国全体並びに行政区画別面積の測量等を進めるとされていた。これら事業の目的は、各地方で地籍整理事業を進めていくうえで、その実施の単位となる行政区画を調査・確定し、そうした行政区画の地図を作成することである。そのために、実際に地籍整理事業に携わる人材の養成を目指した行政区画調査員養成所が設けられた。行政区画調査は、その調査が比較的容易であるとされる満鉄沿線、関東州境界地域から先ず実際に着手されていった。<sup>(17)</sup> 土地調査に先立ってあらかじめ行政区画を調査・確定する方法は、関東庁の土地調査事業において採用された方法であった。また、関東庁の土地調査事業の場合と同じく、行政区画調査を実施するなかで、満洲国政府は地籍整理事業を将来進めていく際に、各村屯でその協力者となる中国人の地主・有力者の名簿の作成を目指していった。つまり、地籍整理事業に先立つ行政区画調査は、満洲国の公権力が各村屯の内部にまで入り込む一つの契機としての位置付けを与えられていたと言えよう。関東庁の土地調査事業の具体的過程については、筆者の旧

<sup>(18)</sup>  
稿を参照されたい。

当初、地籍整理事業は1936（康徳3）年より5年間で実施される第一期事業、また、その後の10年間で遂行される第二期事業として計画されていた。つまり、最初の5年間で全国各地（興安四省を除く）の主要民地に対する応急的な調査・整理を行い、その後の10年間で、精密な調査を全国各地に拡大していこうとする計画である。第一期事業の実施のために、合計500万円程の予算が予定され、また、その結果として、土地税からの収入が大幅に増加することも見込まれていた。<sup>(19)</sup> 当時の刊行物には、各年度に調査が予定される土地の筆数、面積、土地整理に伴う歳入の増加見込額等について細かく記されている。<sup>(20)</sup> しかし、これらはまさに机上の計画であった。実際には、第一期事業もすぐさま8年計画として見直され、やがて、その実施計画そのものが事実上放棄されていってしまう。したがって、この事業の実施計画に細かく立ち入って検討することはあまり意味がない。むしろ、ここでは、この計画が実施された場合、満洲国政府はどのような問題に直面したのであろうかという点に問題を絞って議論していきたい。この問題が、以下で取り上げる、臨時土地制度調査会、土地制度調査会での論議であった。

### 3（臨時）土地制度調査会の委員会・幹事会議事録について

1935（康徳2）年以降、地籍整理事業の準備が本格的に進行し、新たな土地制度確立のために必要な重要事項を審議する臨時土地制度調査会が設置された。この調査会の委員、幹事には満洲国の各官庁、関東軍等からの代表者、学識経験者が任命された。翌年には、地籍整理事業を主管した土地局が地籍整理局に改組され、臨時土地制度調査会も土地制度調査会として再編されていく。

現在、この臨時土地制度調査会・土地制度調査会の委員会、幹事会の議事録が断片的ながら残されている。一つは、協同組合図書資料センターに所蔵されている『臨時土地制度調査会関係書類』という史料である。これは1935年12月に新京で開催された臨時土地制度調査会第二回委員会に出席した村上龍太郎関東軍顧問に配付された書類と思われる。この書類はこの委員会審議のための参考資料として配付されたものであり、同年10月に開催された在京委員第一回委員会、また、10月から12月にかけて開催された第七回から第九回までの幹事会の議事録等が綴じられている。もう一つは、東京大学東洋文化研究所所蔵の『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』という資料である。これは、1936年11月に新京で開催されたこの委員会に出席した我妻榮東京帝大教授に、後日、配付されたものらしい。<sup>(22)</sup> なお、この他に、この時期の地籍整理事業関係の会議については、1935年3月に開催された臨時土地制度調査会土地問題研究会、同年6月に開催された第一回全国土地科長会議の記録が残されている。<sup>(23)</sup> これらの資料は、当時開催された一連の委員会、幹事会、実務担当者会議のうち、その一部の会議の内容を記録しているにすぎない。しかし、これらの会議議事録から、当時の（臨時）土地制度調査会内部で如何なる議論が展開されていたか、その全体像にかなり具体的に迫ることが出来る。これらの会議において、満洲国地籍整理事業の直面する問題点が明らかになり、そうした問題の処理に関する基本的な方針が打ち出されていった。表2は1935年から36年にかけて開催され、現在、その議事録、参考資料等が残されている委員会、幹事会の開催日、その場所をまとめたものである。

表3、表4は臨時土地制度調査会、土地制度調査会の委員、幹事の名前を記したものである。具体的な審議内容については後述するが、これら委員、幹事の構成から、次のような点を確認できよう。まず、調査会の委員、幹事は、基本的に、日本人の官僚、軍人、土地問題専門家によって構成さ

表2 土地制度調査会第一回委員会にいたるまでの委員会・幹事会での審議

1935年	3月29日	臨時土地制度調査会土地問題研究会
	6月24日	全国土地科長会議（新京記念公会堂）
	—26日	
	10月15日	臨時土地制度調査会在京委員第一回打合会議
	—16日	（新京関東軍司令部）
	10月29日	同 第七回幹事会（満洲中央銀行）
	11月8日	同 第八回幹事会（新京関東軍司令部）
	12月3日	同 第九回幹事会（新京関東軍司令部）
	12月16日	同 第二回委員会（新京関東軍司令部）
	—18日	
1936年	11月25日	土地制度調査会 第一回委員会（満鉄新京事務局）
	—28日	

資料：①土地局『土地問題研究会記事』（康德2年8月）

②土地局『第一回全国土地科長会議議事録』（康德2年6月）

③土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康德2年）

④地籍整理局『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』（康德4年6月）

れていた。中国人の委員は会長の呂榮賓（民生部大臣）と張景恵（國務総理大臣）、壽聿彭（土地局長、地籍整理局長）、黄富俊（民政部地方司長）、陳士杰（最高法院推事）だけであり、委員会議事録を読むかぎり、かれらは実質的な審議にほとんど参加していなかった。また、委員会で審議される原案をとりまとめる幹事会に、中国人の委員は一人も参加していなかった。満洲国地籍整理事業の計画骨子が、地元の土地事情に通じた中国人の関与をほとんど認めることなしに、日本人官僚・軍人の手だけで進められたということをまず確認しておく必要がある。

さらに、日本人官僚が調査会の委員会、幹事会の審議を主導していくな



満洲国の地籍整理事業について

表4 土地制度調査会第一回委員会委員名

康徳3年11月25日—28日  
満鉄新京事務局会議室

会長	國務總理大臣	張景惠	
委員	總務庁企画處長	松田令輔	
	地籍整理局長	壽聿彭	
	民政部總務司長	大津敏男	(代理出席 武内幹事)
	民政部地方司長	黄富俊	
	財政部次長	星野直樹	
	財政部稅務司長	青木實	
	實業部總務司長	岸信介	(代理出席 井上總務部長)
	司法部民事司長	青木左治彦	
	蒙政部總務司長	關口保都	
	蒙政部民政司長	博彦滿都	
	關東軍顧問	植木壽雄	
	關東軍顧問	小平權一	
	關東軍參謀	秋永三郎	
	滿鉄囑託	杉本吉五郎	
	法学博士	龜淵龍三郎	
	陸軍中將	和田一郎	
	京都帝大教授	石井英橘	
	東京帝大教授	石田文次郎	
	東京帝大教授	我妻榮一	
	司法省民事局長	東畑精一	
	最高法院推事	大森洪太	
幹事長	地籍整理局總務處長	陳士杰	
幹事	總務庁秘書處文書科長	加藤鐵矢	
	總務庁企画處參事官	山田弘次	
	總務庁法制處參事官	美濃部洋次	
	地籍整理局審定科長	田村仙定	
	地籍整理局庶務科長	山菅正誠	
	民生部地方司總務科長	村井宇一	
	財政部政務司國稅科長	武内哲夫	
	司法部民事司第一科長	毛利英於菟	
	司法部參事官	菅原達郎	
	蒙政部總務司文書科長	万歳規矩樓	
	關東軍參謀部三等主計正	大場辰之助	
		秋丸次郎	

その他、尚書府、總務庁、民生部、外交部、財政部、實業部、臨時産業調査局、蒙政部、奉天省公署、吉林省公署、熱河省公署、濱江省公署、錦州省公署、間島省公署、三江省公署、關東軍、満鉄、地籍整理局から実務担当者38名が出席

出典：地籍整理局『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』（康徳4年6月）

〔東京大学東洋文化研究所所蔵〕、1-4頁

かで、日本人のいわゆる満洲土地問題専門家の果たした役割も中途半端なものであった。確かに、満鉄によって編纂された一連の『満洲舊慣調査報告書』をはじめとして、それまでに、この地域の土地制度・慣習についてはかなりの水準の研究成果の蓄積があった。そして、これらの研究に深く関わった亀淵龍長、天海謙三郎、杉本吉五郎等が調査会の委員として実際に名を連ねていた。かれら満洲土地問題の専門家は一連の委員会、幹事会のなかで、しばしば、個別の事項について専門的知識の説明を求められ、また、委員会、幹事会の要請によって実地調査等を行い、その成果を報告していた。しかし、委員会・幹事会での議論の中心は如何に「近代的」な土地制度を確立するか、その設立されるべき制度の中身を問うことにあった。したがって、伝統的な土地制度・慣習の存在が、実は、新たな土地制度の確立を極めて困難にしているという点を強調する満洲土地問題専門家の議論を、委員会審議の中核に据えることは避ける必要があった。そのため、後述するように、杉本吉五郎などは幹事会の中心的なメンバーではあったが、かれの発言は必ずしも満洲土地問題専門家としての、自分自身の意見を十分に反映したものではなかったように思える。一方、日本から参加していた石田文次郎、我妻榮、東畑精一等の学識経験者も、満洲の個々の土地問題について必ずしも具体的な知識を十分に有していたわけではなかった。

委員会、幹事会の審議は日本人官僚によって主導されており、その委員、幹事は満洲国の各部から選出されていた。かれらの委員会、幹事会での発言は個人としてではなく、各部の利害を代表して行われたものであった。具体的な審議内容については後に論じるが、委員会、幹事会の審議のなかで、各部の意見はしばしば衝突し、そのことが地籍整理事業の実施に難しい問題を生み出していた。例えば、地籍整理事業の結果として地税の増収が期待されたが、その地税を国税とするか、地方税とするかという問題に

についての財政部と民政部との対立、また、モンゴル王公の蒙地に対する特別な権利を認めるか否かについての蒙政部と他部との衝突といった具合である。地籍整理事業が途中で民生部の所管から國務総理大臣の直属に帰したということの背景には、そうした事情も存在した。つまり、伝統的な土地制度・慣習の存在に加え、満洲国の官僚機構そのものに、地籍整理事業の実施を困難にする問題が内包されていたのである。

本稿は、臨時土地制度調査会の幹事会の議事録を史料とし、そこでの議論の内容を考察していく。この幹事会では委員会審議に提出される原案が策定されていた。この議事録について次の二点をあらかじめ確認しておきたい。まず第一に、幹事会は少数の日本人官僚による内輪の会議ということもあり、そこでは、かれらの意見がかなり明瞭に語られていた。委員会での審議がかなり形式的なものであったとするならば、幹事会ではかなり本質に突っ込んだ議論が展開されていたと言えよう。幹事会議事録はかれら日本人官僚の当時の意見、立場を直接彼らの言葉で示しており、これは、後にまとめられた旧満洲国の日本人官僚等の回顧録、手記の類とはかなり異なった史料的価値を有すると言える。

第二に、この幹事会議事録は満洲国によって当時まとめられた多くの土地関係報告書を読むうえで極めて貴重な参考資料となる。満洲国の地籍整理事業にとって、満洲地方社会に伝統的な土地制度・慣習がなお強固に存在しているということを明言することは、ある場合には、自らが目指す「近代的」な土地制度の確立というものが如何に困難であるかということを表示することに等しかった。したがって、各種の土地関係報告書に伝統的土地制度・慣習の存在を示す事実をそのまま記載してしまうことが、時として、難しい問題を生み出しかねなかった。こうした場合、幹事会は事実関係を必ずしも明記しないかたちで報告書を作成するという方針を打ち出していった。つまり、当時、満洲国政府によってまとめられた土地関係

報告書の内容の一部には、必ずしも事実と一致しない記述が残されている可能性がある。幹事会議事録を読むことにより、そうした報告書に含まれる問題点が如何なるものであるか、その一端が明らかになるであろう。

#### 4 蒙地をめぐる問題

##### 1. 蒙地をめぐる問題の所在

満洲国の地籍整理事業が抱えた最も厄介な問題の一つに「蒙地」をめぐる問題があった。蒙地とは蒙古王公が支配権を有していた土地のことを言い、いわゆる内蒙、外蒙、及び西蒙古と称する地方から青海を除いた地域の土地を指す。もっとも、モンゴル族と漢族等との間の勢力関係の如何によって、その範囲は時代によって必ずしも一定ではなかった。清朝初期の東三省の地において、蒙地の東側はおよそ次のような地域にまで展開しており、そこで、農耕地、森林地帯と境を接していたという。つまり、その境の南は長城であり、東南は柳條に沿って法庫門、昌圖、梨樹、懷徳、長春、九臺、徳恵を経て松花江に至り、北は松花江に沿って西北に進み、扶餘、肇州、肇東、安達、明水、依安、富裕を通して小興安嶺に達し、そこから黒龍江に至るというものである。清朝は蒙古王公がこうした蒙地を「領主的」に支配することを認め、かれらが土地に対して有した特別な権利を保護した。蒙古王公の有するこうした権利を「管轄治理権」と言った。しかし、清朝の時代を通じて、蒙地には続々と漢族農民が入植し、農耕地が拡大していった。その過程で、漢族農民は「永佃権」をはじめとする各種の土地権利を合法的に、あるいは、非合法的に獲得し、そうした権利が既成事実化していくなかで、蒙古王公、蒙古旗人、漢族農民等との間に複雑で重層的な土地権利関係が取り結ばれていった。<sup>(24)</sup>

満洲国が成立すると、複雑な蒙地の権利関係を如何に整理し、それぞれ

の土地の所有者をどのように確定していくかということが重要な課題となってきた。満洲国の時代、蒙地は当時のいわゆる熱河省の各県、錦州省の朝陽、阜新、彰武、奉天省の昌図、遼源、梨樹、康平、法庫、龍江省の洮南、洮安、突泉、瞻榆、開通、安広、鎮東、大賚等の各地、また興安南省の東南部、興安西省の南部等を中心に広く展開していたという。<sup>(25)</sup>

蒙地については既に満鉄の手によってまとめられた『満洲舊慣調査報告書 蒙地』をはじめとして、これまでも一定の研究の蓄積がある。<sup>(26)</sup>しかし、その重要性にもかかわらず、この方面の研究は決して十分とは言えず、解明されるべき点もなお多い。本稿は、とりあえず、(臨時)土地制度調査会の委員会、幹事会での議論の基礎を提供した資料である『舊蒙地ニ就テ』(土地局資料 第二十四號)、また、上述の『満洲舊慣調査報告書 蒙地』等の記述に依拠しながら、蒙地の制度的概略をとらえていく。但し、本稿のここでの目的は、満洲国の地籍整理事業が進められるなかで、蒙地の整理をめぐって何が問題となり、それら問題の解決が如何に図られたかというところに焦点を絞って議論することであり、蒙地の問題そのものを考察することではない。したがって、ここで説明する蒙地の概略、用語の問題等については、今後の研究のなかで改めて検証していく必要があることをあらかじめ断っておきたい。

## 2. 蒙地の歴史と制度的概略

漢族農民による蒙地の開墾はかなり早い時期から行われていた。関内の農民は耕地を求めて蒙地に入り、また、蒙古王公も蒙地を耕地化することによって得られる租収入に期待を寄せ、その一部は既に康熙年間の頃には積極的に漢族農民の招佃を進めていたという。当時、関内に居住した漢族農民は所属の県から護照の発給を受け、毎年春に古北口、喜峰口等で検査を受けて蒙地に入り、秋の収穫後に再び上記の関所を通して原籍地に戻っ

た。つまり、農民は春に蒙地に入り、秋に関内に戻る事が義務付けられており、蒙地に通年居住することは許されていなかった。しかし、実際には、多くの農民が続々と蒙地に定住していったという<sup>(27)</sup>。

こうした漢族農民の蒙地への流入は雍正年間に一層拍車がかかった。雍正元年から二年にかけて山東・直隸が大規模な飢饉にみまわれたが、その救済策として、清朝は多数の農民を蒙地に入植させることを試みた。この時、清朝は各蒙旗に一定の土地を選定させ、それらの土地を漢族農民に貸し与えるよう説得した。これを「借地養民」政策という。この借地養民を契機に、漢族農民の蒙地への流入はさらに増加し、蒙古族の遊牧地が漢族農民によって侵占されるという事態が深刻な問題となってきた。そのため、乾隆年間に至ると、一転して、清朝は遊牧地の保護の必要から漢族農民の蒙地への入植を禁止した。しかし、この禁令にもかかわらず、耕地を求める漢族農民の蒙地への流入はその後も止まらなかった。また、一部の蒙古王公は清朝の禁令を無視して漢族農民の招徠を進め、蒙地から得る租収入の増大を図っていく。そうしたなかで、蒙地の耕地化と漢族の蒙地定着が進み、蒙古旗人と漢族農民との間に様々な軋轢が生じていった<sup>(28)</sup>。

その後、光緒年間にロシアによる中東鉄道の建設が進行し、清朝はロシアに対する北方の防備を如何に固めるかという問題に直面した。清朝は東三省の開発、植民政策を積極的に推し進める必要から、それまでの原則を放棄し、この地域の蒙地の一部を積極的に漢族農民に対し開放することとした。光緒二十八（1902）年以降、一部蒙地の民間への丈放が大規模に行われた。蒙地の払い下げを受けた者は一定の地価、また、蒙租と呼ばれる毎年の負担を各蒙旗に支払い、それと引換えに、土地を自由に使用収益することを許された<sup>(29)</sup>。前掲の『満洲舊慣調査報告書 蒙地』は後の奉天、吉林、黒龍江省等の地に広く展開し、主に光緒年間以降に本格的に開放された哲里木盟十旗の蒙地について考察したものである。

満洲国時代の蒙地に関する議論を考察すると、その内容を開放蒙地と非開放蒙地の問題とに分けて考える必要がある。上述のように、清朝の時代、多くの漢族農民が蒙地に入植し、蒙地の耕地化が進んだが、このうち、清朝の公認のもとで、漢族農民の入植した土地が開放蒙地である。前掲『舊蒙地ニ就テ』の記述によれば、開放蒙地は次の三種類の土地から成っていた。第一は、雍正年間、嘉慶年間に行われた借地養民制度による入植地である。この場合、後述の蒙地の払い下げの場合と異なり、漢族農民は「押荒銀」、「荒価」、「地価」を払うことなく、土地の使用収益権を獲得し、一定の租を蒙旗に収めた。こうした土地は吉林省の長春、長嶺、農安、徳恵、九台等の地に展開していたという。第二は、借地養民が行われた地域外において、清朝の公認を得ることなく、農民が開墾した土地、あるいは、蒙旗が招佃した土地で、光緒年間以降、農民が改めて一定の地価を蒙旗に支払って土地の使用収益権を獲得した土地である。こうした土地は、満洲国の時代、奉天省や龍江省をはじめとする各地に広がっていた。第三は、主に民国時代において、各地に設けられた特設機関により払い下げられた蒙地である。この場合も払い下げを受けた者は一定の地価と蒙租を各蒙旗に支払った。民国の時代に払い下げの対象となった蒙地も各地に広く展開していた<sup>(30)</sup>という。

開放蒙地の場合、各蒙旗から土地の権利を得た者は漢蒙合璧執照、戸管等の「権利証書」の発給を受け、その土地を自由に使用収益する権利を保証された。かれらは規定の蒙租を各旗の徴租機関である地局に納入しているかぎり、土地の耕作権を自由に相続、あるいは、第三者に売却することができた。実際、これら蒙地の耕作権は次々と漢族農民間で「轉典」、「轉兌」、「轉租」という形で売却されていく場合が少なくなかったという。一般に、蒙租はその六割が各蒙旗に、その四割が国庫に納められたとされているが、各旗、地域によって、蒙租の実態は様々であった。蒙租の問題は<sup>(31)</sup>

複雑であり、本稿ではその内容を掘り下げて検討することはしない。いずれにせよ、蒙旗に蒙租を納入していた者の土地に対する権利は業主権ではなく、一種の「永佃権」のようなものであったとされている。満洲国の地籍整理事業のなかで、こうした権利は「下級所有権」とみなされ、その「上級所有権」は各蒙古王公・蒙旗が有するとされた。そこで、この開放蒙地の「分割所有」の形態を如何に整理するかということが問題となったのである。

一方、非開放蒙地の場合、漢族農民の土地に対する権利は公認されていなかった。非開放蒙地における漢族農民の土地占有は合法的になされたものではなかった。蒙古王公がかつて正式手続きを経ることなく漢族農民を招佃し、「租」の徴集を行った土地などが、その例である。したがって、その土地を実質的に占有していた者がその権利を主張しても、蒙旗がその権利を公的に認めることはなかった。蒙古王公、蒙旗はこれらの土地に対してはなお強大な支配権を有していたのである。開放蒙地の場合と同様、そうした非開放蒙地においても、土地に対して実質的な権利を主張する漢族農民と蒙古王公・蒙旗との間に紛争が絶えず、その土地権利関係を整理することは実に厄介な問題であった。満洲国の時代、非開放農地はいわゆる熱河の地域を中心に広く展開していた<sup>(32)</sup>という。

こうした蒙地の土地権利関係の問題について、前掲の『舊蒙地に就テ』は次のようにまとめている。それによれば、「之ヲ土地整理ノ見地ヨリ觀レハ現ニ有スル漢人ノ実質的所有権ハ蒙古側之ヲ飽ク迄否認シ之に對シ依然トシテ管轄治理権ヲ主張シ又漢人側ハ既ニ對価ヲ払ヒ且ツ永年耕作スルノ事実ヲ以テ其ノ所有ヲ主張シ常ニ紛糾ヲ反復スルノ現状ニ在リテ之カ整理ハ一段困難ナルモノアルヲ思ハシムルモノ」<sup>(33)</sup>であった。

### 3. (臨時) 土地制度調査会における「蒙地」についての議論

1935年12月の臨時土地制度調査会第二回委員会に提出される蒙地問題に関する基本方針の作成は、在京委員第一回打合会議(同年10月)、また、第七回から第九回の幹事会(同年10月から12月)において進められた。これら一連の会議の議論のなかで、満洲国各地に展開する蒙地の重層的な権利関係を解体することが、相当困難な問題であることが明らかとなってくる。また、この問題をめぐって、満洲国の蒙政部と他の政府機関(具体的には土地局、財政部等)との間に生じた意見の衝突は深刻なものであった。一連の会議のなかで、土地局総務處長の加藤鐵矢が議長として蒙地の整理に関する議論の方向付けを行い、それに対し、蒙政部を代表した大場辰之助が異を唱えるという形で議事が進んだ。後述のように、結局、この蒙地問題についての原案作成作業は実質的に失敗し、臨時土地制度調査会の幹事会、委員会はこの問題の解決を先送りするような決定を行っていく。蒙地の整理は地籍整理事業を支える重要な柱の一つであっただけに、この決定はその後の地籍整理事業の行方を大きく左右するものであった。そこで、蒙地の問題について、この一連の幹事会、委員会で如何なる議論が行われていたか、その議事録の内容を少し詳しく検討してみることとしたい。

#### (1) 在京委員第一回委員会(1935年10月15日)

在京委員第一回委員会では、仮地籍整理事業を蒙政部管内、つまり、蒙地を対象にして実施するかどうかという問題が議論の焦点となった。仮地籍整理事業とは前述の第一期地籍整理事業を指し、1936年から41年までの間に、全国各地の土地について応急的、暫定的な権利調査・整理を行うというものである。議長の加藤鐵矢は土地税の確保という財政的な見地、また、満洲国における土地権利関係はこれを単一なものにするという地籍整理事業の原則から、少なくとも開放蒙地に対しては仮地籍整理事業を行い、非開放蒙地については今後の検討課題とするという方針を提示した。

これに対し、蒙政部の大場は蒙地に展開していた複雑で重層的な蒙漢間の土地権利関係の存在を強調し、非開放蒙地だけでなく、開放蒙地についても、僅か5年で仮地籍整理事業を完了することは極めて難しいという見通しを述べる。大場によれば、地籍整理事業の実施の前提として、蒙地をめぐる蒙漢間の土地紛争の解決がまず必要であり、とりわけ、蒙古王公・蒙旗が有する「管轄治理権」を如何に整理するかという点が問題の核心であった。こうした議論を受けて、委員会では、蒙地においても仮地籍整理事業を実施するという原則は承認されたものの、その具体的な実施方法等についてはその後の幹事会で検討されることとなった<sup>(34)</sup>。

## (2) 第七回幹事会（1935年10月29日）

その後、蒙地の整理についての議論は第七回幹事会から本格的に行われた。そのなかで、幹事会の責任者である加藤鐵矢と蒙政部を代表する大場辰之助の意見が正面から衝突していく。加藤は、まず、蒙地において二元的な行政を行うことを認めることはできず、それゆえ、蒙旗・蒙古王公が蒙地に対して有する特権的支配権、つまり、「管轄治理権」は速やかに消滅させることが必要であることを述べる。そして、加藤は非開放地の問題はとりあえず別に置いておくとしても、開放蒙地は次のような方法で整理することを提案した。それは、「①開放蒙地を実質的に占有している者、つまり、土地の『下級所有権』を有している者にはその所有権を与えてしまい、他方、『下級所有権者』の存在していない土地は国有地とみなし、そうした国有地は財政部から民間に有償で払い下げていく。②その代償として、蒙旗に対して別に補助金を交付し、蒙古王公には各種の優遇策を講じる。③蒙古王公の有した管轄治理権は解消し、それまで蒙租を徴集してきた各旗の地局は廃止する」、というものであった。幹事会議事録は、この提案に対し、「一同（除大場）賛成ナリ」とあったことを記している<sup>(35)</sup>。

満洲国が中央集権的な統治機構を全国に確立していくうえで、蒙古王

公・蒙旗が有した蒙地に対する特別な権利は早急に否定される必要があった。加藤の提案はそうした満洲国政府の意図を十分に汲んだものであったと言えよう。しかし、蒙政部を代表した大場はその提案があまりにも蒙地の現実を無視したものであると批判し、その問題点を次のように指摘した。それによれば、まず、蒙地の「上級所有権」は蒙旗が総体として有していたのであり、蒙古王公のみがその権利を有したわけではない。したがって、蒙地の整理の代償として、蒙古王公に何らかの保障を行ったところで、蒙旗全体の理解を得ることはできない。また、蒙地に「無主の土地」は存在せず、土地を使用収益する者、つまり、「下級所有権者」がいなければ、その土地の権利はそのまま蒙旗に帰することとなる。満洲国がそうした「無主の土地」を「国有地」とみなし、第三者に払い下げてしまえば、それは蒙旗の権利を侵すこととなり、その強い反発を招くことになる。こうした点を述べ、大場は、蒙旗・蒙古王公が蒙地に対して有していた「管轄治理権」、「上級所有権」の内容を明確にし、かれらの理解を得る形でそれら権利の解消を図る方策を探り、そのうえで、蒙地の整理を進める必要を<sup>(36)</sup>説いた。

大場の発言は蒙地問題の核心を突いていたと言える。蒙地をめぐるの蒙古王公と蒙旗との関係、蒙地を占有した者が各旗の地局に納めた「蒙租」の性格の如何など、大場の発言は蒙地問題解決の難しさを的確に示していた。こうした問題は今後の蒙地の研究にとっても重要な検討課題である。こうした問題を考えると、当時、蒙地に展開していた重層的な権利関係を、一片の布告で整理しようとする満洲国の方針には、相当の無理があった。しかし、大場の発言は幹事会のなかでは孤立したものであり、第七回幹事会における蒙地問題の審議は、「大多数賛成ナレハ右（上述の加藤提案）ヲ幹事会案トシテ決定シタシ」という民政部の栗原美能留の発言で<sup>(37)</sup>打ち切りとなった。

(3) 第八回幹事会 (1935年11月8日)

第七回幹事会の約10日後に第八回幹事会が開催された。ここでの蒙地問題の議論は一層白熱したものであった。大場は、前回、多数意見によって幹事会原案の骨子が決定されたことを問題とし、「幹事会ハ多数決ナリヤ」と質問する。これに対し、加藤は「然ラス幹事会ニハ議決規則ナシ」と切り返す<sup>(38)</sup>。さらに、大場は蒙地問題について一般幹事の知識があまりにも不足していると述べ、土地局が蒙地に関する正確な資料を作成し、その資料に基づいて、幹事会が蒙地の現状とその整理のための政策を研究するよう求めた。しかし、加藤鐵矢をはじめ、他の幹事はその必要はないと拒絶<sup>(39)</sup>する。幹事会にとって重要であったのは、蒙地問題の複雑性を明らかにすることではなく、政策的に要求された、蒙地の整理という方針を速やかに決定することであった。そうした応酬が続くなかで、蒙地問題の実質的な審議に入っていた。ここで、前回の決定に基づいて文章化された、幹事会原案が提示された。その内容は以下のようなものである<sup>(40)</sup>。

「蒙地ニ関スル件

一 方針

蒙地行政ニ関スル封建的の制度ノ残存部分ハ漸次之ヲ解消統一スルモノトス之カ為差當リ開放蒙地ニ於テハ其ノ管轄治理権ハ之ヲ消滅セシメ其ノ民地ニ属スルモノハ業主権ヲ確認シ人民ノ權利設定ナキ土地ハ国有地ニ確定シ其ノ中公用ニ供スルモノハ當該部ニ財政的の処分ヲナスヘキモノハ財政部ニ於テ管轄シ又吃租権等ノ上級所有権処理ニ関シテハ台湾ニ於ケル大租権処分ノ前例ニ倣ヒテ国家ニ之ヲ買収スルカ或ハ下級所有権者ヲシテ逐次買取ノ方法ヲ購セシメテ單一化スルコト

二 管轄治理権解消手續ノ要綱

(一) 蒙地行政ノ封建的の残存部分解消ノ根本事項ニ関シテハ特別ナル

委員会ヲ設置シ更ニ審議ノ上漸次之カ具体化ヲ図ルコトトシ差シ當リ開放蒙地ニ於ケル管轄治理權ノ解消ニ付テハ蒙政部ノ指導ニ依リ蒙旗ノ自発的解消ノ形式ヲ整ヘ相當手續ヲ経テ可及的速ニ解消スルモノトス

- (二) 管轄治理權解消ニ対シテハ政府ニ於テ其ノ補償ヲ決定スルモノトス

右補償方法ニ関シテハ日本ニ於ケル維新當時各藩主ニ対シテ行ヒタル有形無形ノ優遇状況及蒙古王公ノ忠節ノ程度竝其ノ生活内容旗費額等ヲ調査審議ノ上国家財政トノ關係ヲ考慮シ概ネ左ノ二項ニ止ムルモノトス

(1) 王公ニ対スル叙勲並賜金(交付公債)

(2) 旗ヘノ交付金(年々予算ニ掲上ス)

」

この幹事会案に対し、蒙政部の大場は「此ノ案ニハ賛成シ難シ」と述べ、様々な角度から反論を試みていった。<sup>(41)</sup> その論点の多くは既に第七回幹事会で述べられた主張の繰返しであったが、この日の大場の発言の趣旨はそれまでとはかなり異なっていた。それは、蒙地の整理を進めるという原則を一応は認めながらも、そのなかで、如何に蒙政部の蒙旗に対する政治的影響力を維持していくかという点に意を注いでいたことである。

大場は、まず、蒙地の「管轄治理權」、「上級所有權」についての上記原案の理解を批判し、蒙地の「上級所有權」は蒙古王公ではなく、蒙旗に属したのであり、蒙地整理の代償として、蒙古王公に何らかの補償(原案にある「王公ニ対スル叙勲並賜金」)を行うことは筋違いであること、また、蒙地は旗の「公有」であったことから、「下級所有權」を確認できない土地(原案にある「人民ノ権利設定ナキ土地」)<sup>(42)</sup> について、これを「国有」とすることには大きな問題があることを説明した。大場のこれらの指摘は

蒙地問題の本質を突いていた。しかし、ここで興味深い点は、大場がこうした蒙地の土地所有関係の問題から、むしろ、幹事会の議論を別の方向に向けていったことである。

この日、大場が述べたことは、蒙地の整理を蒙政部自身の手で行わせて欲しいということであった。蒙政部が各蒙旗の地局を段階的に整理し、地局がこれまで得ていた蒙地からの収入をひとまず蒙政部の管理下におき、その後、蒙政部から各蒙旗にその金を還元するという計画である。つまり、蒙政部が各蒙旗の上に立ち、蒙地の行政と財政を一手に掌握するという提案を行った。大場は、蒙旗と蒙地の事情に通じた蒙政部のみが地局の撤廃という難事業を行えるのであり、そうした段階を経て、初めて蒙地における「管轄治理権」、「上級所有権」の解消、つまり、蒙地の整理が可能になると説明した。そして、もし、土地局・財政部等が地局の整理、蒙地からの徴税を直接行おうとすれば、それは蒙旗側の強い抵抗を受けるであろうという見通しを述べた。<sup>(43)</sup>

大場のこの提案は、蒙地の整理が完了するまでという条件付にせよ、蒙地に特別な行政機構を設け、満洲国に二元的な行政・財政機構を確立することを意味した。これは、中央集権的な統治機構を確立しようとする政府の方針に沿うものではなかった。大場の提案には、加藤をはじめとする各幹事からの質問・反論が相次いだ。議事録によれば、その一部は次のようなものである。<sup>(44)</sup>

田村敏夫（財政部）「蒙政部カ地局ノ整理ヲ行フ等ハ却テ蒙旗ノ勢力ヲ拡大強化スルノ結果トナリ面白カラス」

山田弘之（総務庁）「国家カ予算ヲ公平ニ配付セハ夫ニテ可ナラスヤ恰モ蒙古独立政府カ別ニ當満洲国内ニ存在スルカ如キ口吻ハ面白カラス」

鈴木榮治（関東軍参謀部）「地局ノ収入ハ単ニ蒙政部ヲ通サハ夫ニテ可

ナリヤ一蒙政部ハ予算ヲ通ス丈ニテハナク夫ヲ一度料理シタキニハ非スヤ」

鈴木「大体地局ノ整理ニ五年モカカルトハ受取レス」

村井仙定（土地局）「（地局の整理に）五六年モ要ルトセハ当方ハ迷惑ナリ」

大場が蒙政部による地局の整理に少なくとも5、6年はかかるという見通しを述べたことは、幹事会の大きな反発を招いた。大場によれば、地局の整理は蒙地における仮地籍整理事業の前提となるものであった。したがって、地局の整理に5、6年かかってしまえば、1936年から5年の計画で予定されていた仮地籍整理事業実施のための時間は全く残されていないことになった。この提案は、事実上、蒙地における仮地籍事業が実施できなくなることを意味していた。

以上のように、如何に蒙地を整理するかという問題から、誰が蒙地の整理を行うかという点に、第八回幹事会の議論は移って行ってしまった。「一体地局ヲ徐々に整理スルヲ要ストナス理由如何」という鈴木榮治の質問に対し、大場が「夫ハ感情ノ問題ナリ」と応酬したことに、この幹事会の議論が既に行き詰まりつつあったことを見て取れよう。<sup>(45)</sup>

#### (4) 第九回幹事会（1935年12月3日）

第九回幹事会においても蒙地問題について審議されたが、既にその問題点は出尽くした感があり、議論は概ね前回の繰り返しにすぎなかった。加藤は、①開放蒙地に対する仮地籍整理事業実施の必要性、②その実施に際しては、土地の実質的な占有者である「下級所有権者」に業主権を与える、という原則を繰り返した。一方、大場は、前回と同様、①蒙政部の手によって段階的に5年程の時間で地局の整理を行い、②その後も、蒙政部が蒙地からの租収入を管理し、蒙旗の財政を特別会計として管轄する、という

提案を主張した。この時も、関東軍参謀の鈴木榮治をはじめとする各幹事から、蒙政部の主張に対し次のような不満が相次いで述べられた。<sup>(46)</sup>

大場（蒙政部）「相當ノ期間ヲ與ヘテ（地局の整理を）蒙政部ニヤラセテホシイ」

鈴木榮治（関東軍参謀）「ソレハ結局気分ノ問題カ」

大場「マアソウテス」

鈴木「五年テ（地局を）解消サスト云フノト今解消サストソソナニ違フノカ。財政部ノヤルヘキ仕事ヲ蒙政部テ処理スルト云フタケテハナイカ」

鈴木「特別会計ナンカ面倒臭イモノハ作ル必要カナイ又理論抜キテ気分ノ問題テ行カウトスルコトハ幹事会ノ使命カラ見テモ面白クナイ」

結局、第九回幹事会の議論も平行線を辿り、蒙地に関する審議は加藤の「蒙地ノ問題ハ仲々尽キナイヤウテアルカ皆腹テハ解ッテ居ルト思フカラコレテ一先ツ議事未了ト云フコトニシテ委員会ニ出スコトニスル」という言葉で終了した。<sup>(47)</sup>

一連の幹事会の審議を通じて、蒙地問題についての一応の方針は確認されていった。それは、蒙旗・蒙古王公が蒙地に対して有した「管轄治理権」「上級所有権」を否定し、また、蒙租の徴集機関である地局を撤廃し、そのうえで、各土地の実質的占有者をその所有者として確定していくという原則である。しかし、本当の問題は、その方針をどのように具体化していくかということにあった。ところが、審議の過程で、蒙地における重層的な土地権利関係の存在が解決困難な問題として浮上し、その問題の処理をめぐって、蒙政部と他の政府機関との間には深い溝が生まれていった。結局、幹事会は蒙地の整理を如何に行うかという点について、その具体案

を作成することができず、問題は将来組織される特別委員会の手にて委ねられることとなった。つまり、幹事会は解決困難な問題を先送りしてしまったのであった。

## 5 皇産をめぐる問題

### 1. 皇産をめぐる問題の所在

蒙地の整理と並び、(臨時)土地制度調査会の抱えた難題の一つに皇産の整理という問題があった。筆者はこの皇産について既に小さな論文を幾つかまとめたことがある。満洲国の地籍整理事業の歴史を考察していくうえで、この皇産の問題を抜きに議論するわけにはいかない。そこで、本稿でも皇産問題の概要を論じることとする。皇産問題の詳細については筆者の別稿も参照されたい。<sup>(48)</sup>

清朝の時代、中国東北地域には広大な面積の各種官荘地、三陵付属地などが設けられていた。これら官荘地、三陵付属地は各官衙に属した官員、荘頭等によって管理され、そのもとで、壮丁・佃戸が耕作に従事していた。これらの各種官荘地等からの収入は清朝皇室の私的な用度に供せられていた。辛亥革命後、民国政府が旧清朝皇室に与えた優待条項により、上記の各種官荘地等は旧清朝皇室の家産とみなされ、旧皇室がそのままそれらの土地に対する権利を有すこととなった。<sup>(49)</sup>しかし、清朝の時代より、それらの土地は実質的に各官荘の荘頭、佃戸等によって占有されていた。また、その禁令にもかかわらず、それらの土地の耕作権は自由な売買・相続の対象となっていた。つまり、満洲国の土地制度調査会の言葉によれば、旧清朝皇室が皇産とされる土地の「上級所有権」を、旧荘頭、佃戸等がその「下級所有権」を有していたのである。土地に各種の権利が重層的に設定され、「分割所有」の形態をとっていたことは、蒙地の場合と同様であっ

た。こうした皇産の土地権利関係を如何に整理し、各土地についてその所有者をどのように確定していくかという課題が、皇産の問題であった。蒙地の場合には、各蒙旗、蒙古王公の有する土地に対する権利を如何に否定するかということが議論の焦点であった。皇産の場合には、それが旧清朝皇室、つまり、満洲国皇室との関係になったのである。土地局総務處長の加藤鐵矢の言葉によれば、皇産問題は実に「満洲土地制度の癌」であった。<sup>(50)</sup> こうした皇産の整理という課題について、(臨時)土地制度調査会の幹事会において如何なる議論がなされたのかは興味あるところである。

皇産についての研究書・報告書については、すでに滿鉄の手によってまとめられた『満洲舊慣調査報告書 皇産』があり、また、満洲国時代にも幾つかの報告書がまとめられている。<sup>(51)</sup> こうした研究書、報告書は今後の皇産の研究にとって極めて有用であることは言うまでもない。本稿においても、そうした研究、報告書の内容を参照していく。しかし、(臨時)土地制度調査会の幹事会議事録を検討してみると、満洲国時代にまとめられた各種報告書の内容には、政治的な理由から、皇産に関する事実が必ずしも正確には記載されていなかったことが明らかになってくる。本稿は、幹事会議事録の検討から、そうした当時の報告書の問題点についても確認していきたい。

## 2. 皇産の歴史と制度的概略

中国東北地域に設けられていた各種官荘地、三陵付属地、王公莊園地等は内務府、盛京五部、三陵等の衙門、また、各王公府の管理のもとに置かれていた。これらの土地は後に「官地」と総称されることもあった。「官地」に対し、一般の民人が業主権を有し、州縣等の民衙門の管轄下にあった土地が「民地」であった。清朝の時代、奉天等の地域では、こうした官地の面積が耕地のかなりの部分を占めていた。例えば、光緒年間、登録さ

れた奉天の耕地の七割以上が官地であったという記録もある。<sup>(52)</sup>

これらの官地は清末以降に相次いで民間に払い下げられ、「民有地」として再編されていった。とりわけ、張作霖政権時代には奉天全省官地清丈局という機関が設けられ、官地の払い下げが大規模に進められた。こうした官地の払い下げにより、清末の奉天地方政府、張作霖政権は膨大な地価収入を獲得することができた。逼迫する省財政にとって、官地払い下げからの収入は極めて魅力あるものであった。こうした官地の払い下げは、既存の生産関係を維持するためにも、実質的にその土地を占有している者に行うことを原則とした。例えば、各官荘地を払い下げる場合には、その土地を管理した荘頭にその払い下げを受ける優先権を与えた。<sup>(53)</sup> そうした官地の払い下げ、その民有地化が進むなかで、奉天等の地域では新たな地主層が生まれてきた。例えば、綏中縣凌家屯の凌雲閣、遼陽の田雨公などの大地主は、それぞれ、かつては錦州官荘、内務府官荘の荘頭であり、荘地の払い下げを受けて広大な土地を所有するようになった人物である。<sup>(54)</sup> また、奉天屈指の大地主と言われた奉天の張家もかつては三陵の土地を管理する官員の家であった。張家は辛亥革命時の奉天同盟会の指導者であった張榕、満洲国の司法大臣であった張煥相等の実家である。<sup>(55)</sup> 官地の払い下げ、その整理は張作霖政権の時代に大規模に行われた。したがって、これまで、かつての各種官荘地、王公莊園等の土地は満洲国の時代までにはほとんど姿を消したと言われてきた。<sup>(56)</sup> しかし、後述のように、実はこの点が地籍整理事業のなかで大問題となってくるのである。

「皇産」の問題はこうした官地の払い下げ、民有地化が進む状況のなかで生まれてきた。前述のように、辛亥革命後、民国政府は旧清朝皇室に対し幾つかの優待条件を与えた。その一つに、清朝の原有の私産はこれを保護するという条項があった。この条項に基づき、民国政府は東三省に展開していた官地のうち、内務府官荘、盛京戸部官荘、盛京禮部官荘、盛京工

部官地、三陵付属地、各種封禁地等については、それらが清朝の家産としての性格を有していたことを認め、そのまま旧清朝皇室の私有を許したのである。これらの土地が「皇産」と総称されるようになった。つまり、「皇産」という概念は辛亥革命によって生み出されたものである。<sup>(57)</sup> 旧清朝皇室は辛亥革命後もなお奉天等の地域においては「大地主」であった。

旧清朝皇室が有するとされた皇産の面積は実に広大であった。例えば、後に民間に払い下げられた内務府官荘の面積は約70万畝、盛京戸部官荘の面積は約27万畝以上であったという。<sup>(58)</sup> また、封禁地の一つであった永陵龍崗官山の場合、その原額地を別として、民国初頭に払い下げの対象となったその餘地だけで1千数百万方（1方は240畝）にもなったという。<sup>(59)</sup> 餘地とは原額地の周辺に広がり、清朝の時代に開墾によって耕地となった土地である。しかし、皇産の面積が全体でどれほどであるかは当時でも明らかでなかった。前掲の『満洲舊慣調査報告書 皇産』、また、満洲国時代にまとめられた各種報告書も皇産を構成した各地目の面積については、その断片的な数字を示しているにすぎない。そして、この点が重要であるが、旧清朝皇室自身も皇産を構成した各土地の所在地、面積等を正確には掌握していなかった。

旧清朝皇室の皇産に対する権利は「優待条項」によって公認されていたものの、その後、民国政府、張作霖政権は様々な方法を講じ、これら皇産を民間に払い下げ、旧皇室から土地を奪っていくことを試みた。皇産の払い下げにより、民国政府、張作霖政権は膨大な地価収入を得ることができた。また、奉天の有力者にとって、皇産の払い下げは、それらの土地の業主権を獲得し、地主としての地位を獲得するための絶好の機会となった。

しかし、旧清朝皇室の皇産に対する権利が正式に確認されていた以上、皇産の払い下げを行うためには、それなりの根拠と手続きを必要とした。そのために、まず、奉天地方政府は「浮多地」という概念を巧妙に用いて

いった。浮多地とは前述の餘地と同じく、各官荘等の設立後に開墾などにより耕地化していった土地である。これに対し、本来の荘地を「原額地」と言った。既に清朝の時代より、これら浮多地については、官が業主権を留保するという原則があった。そこで、辛亥革命後、奉天地方政府は各官荘の原額地は皇産とみなすものの、浮多地は官有地として扱うこととした。そして、浮多地は民間への払い下げの対象地となった。例えば、当時、奉天省に設けられていた内務府官荘の原額地は50万畝、浮多地は20万畝と<sup>(60)</sup>言われていた。しかし、この原額地と浮多地との間に明確な境界が存在したわけではなかった。各官荘等を管理した官衙も原額地と浮多地の別を明らかにできるような土地台帳を備えていたわけではなかった。奉天地方政府はまさにこの点を利用したのであった。一度、浮多地の払い下げという名目で各官荘に調査の手が入れば、荘地全体が払い下げの対象となってしまうことは、当時の政治的な力関係から言っても当然の成り行きであった。既に、旧清朝皇室にはこうした奉天地方政府の動きを阻止する力はなかった。皇産の整理は民国政府、張作霖政権の手により、まさになし崩し的に進められていった。

皇産の払い下げにあたって、旧清朝皇室が認めた条件は次のようなものであった。それは、各官荘等の原額地の払い下げから得た収入については、その手数料を奉天地方政府に支払い、その残りの全ては旧清朝皇室が受け取るというものであった。<sup>(61)</sup>但し、実質的な土地占有者への土地払い下げであったことから、その払い下げ価格はかなり低めに設定されていた。<sup>(62)</sup>したがって、これは旧皇室にとって満足できる土地処分<sup>(62)</sup>の価格ではなかった。さらに、その後、張作霖政権は皇産の払い下げによって得た収入をほとんど旧清朝皇室に交付していなかったという。旧清朝皇室にとって、皇産の払い下げは極めて不当なものであり、それは奪われたに等しいものであった。

満洲国の成立によって、旧清朝皇室は満洲国皇室として再び政治の表舞台に登場し、その権威を高めていった。これにより、満洲国皇室はかつての皇産に対する権利をあらためて主張することが可能となったのである。ここで、満洲国の地籍整理事業は極めて厄介な問題に直面することになった。

### 3. (臨時)土地制度調査会における「皇産」についての議論

#### (1) 在京委員第一回打合会義，第七回幹事会

皇産についての問題は、蒙地の場合と同じく、臨時土地制度調査会の在京委員第一回打合会義，第七回，第八回の幹事会で審議が行われた。このうち、まず、在京委員第一回打合会義，第七回幹事会では加藤鐵矢が皇産問題の説明を各委員，幹事に行い，この問題の予備的な検討に入った。

満洲国時代にまとめられた報告書等を見ると，皇産の整理は既に張作霖政権の手によってほぼ完了しており，当時，皇産はその遺制が僅かに残っているにすぎないと記されている。つまり，皇産問題は基本的には解決済とされていたのである。しかし，幹事会において，加藤は「皇産ト称セラルルモノハ只今熱河，奉天，吉林ノ各省ニ亘リ相当アル」と述べ，皇産の整理がなお満洲国の地籍整理事業にとって重要な課題であることを説明した。<sup>(63)</sup> 加藤によれば，「例へハ熱河青龍県ノ如キハ九割ハ皇産地ナルヲ以テ県トシテハ収入モナク困惑シ居レリ此ハ至急解決ノ要アリ之カ為一応ノ調査ヲ必要トスルモノナリ」という状況であったという。<sup>(64)</sup>

加藤は，さらに，なぜ皇産問題が「満洲土地問題の癌」であるかという点を，「布」と「刺繡糸」との関係に譬えて説明した。つまり，土地（布）の上に様々な権利が「刺繡糸」のように張り巡らされており，これを解きほぐすことは容易でないという意味である。<sup>(65)</sup> その説明の内容は具体的に次のようなものであった。まず，既述の通り，各種の皇産は旧清朝皇室の家

産として認められていた。しかし、その一方で、皇産を構成した各官荘等の土地は旧荘頭等が「地主的」に管理している場合が少なくなかった。さらに、そのもとで、かつての壮丁、佃戸等が土地の耕作に従事していた。壮丁、佃戸の多くは納租義務を履行しているかぎり、「増租」「奪佃」されることのない「永佃権」を有していた。また、荘頭、壮丁、佃戸等の手によって、「典」という一種の質入れに似た形式で、これらの土地の権利が第三者に売却されていることも珍しくなかった。このように、旧清朝皇室の家産とされた皇産の土地には、多くの場合、「管荘権」、「永佃権」、「典権」等の土地権利が重層的に設定されていた。加藤の説明によれば、皇産には、満洲国皇室の有する「上級所有権」と一般人民の有する「下級所有権」が併存していたのであり、この関係を整理することは決して容易でなかった。議事録によれば、かれは「一面ハ皇産、一面ハ人民カ業主権ヲ有スル土地ト云ッタ形ニテ若シ満洲国カ皇産ヲ認メレハ人民ハ小作人ト為リ又人民ノ権利ヲ認メレハ皇産ハ其ノ意義ヲ失フ」と説明した。<sup>(66)</sup>つまり、皇産の土地所有権を「上級所有権者」である皇室に与えてしまえば、土地の事実上の占有者の権利を否定することになり、これは「封建的」な土地権利関係の解体を目的とした地籍整理事業の趣旨に反することとなった。しかし、皇産の所有権を「下級所有権者」に与えたならば、満洲国皇室の強い反発を招くことは必至であった。どちらにしても難しい問題があり、満洲国の地籍整理事業はここで一つのディレンマに直面したのである。

いずれにせよ、皇産の整理を行うためには、そのための調査が必要であった。しかし、この調査を行うか否かが委員会、幹事会の議論の焦点となってきた。前述のように、満洲国皇室は自らの家産である皇産を熱河、奉天、吉林、黒龍江等の各地に有していたが、その具体的な所在地・面積等を実際には十分に掌握していなかった。そうした状況のもとで、本格的な調査によって皇産の所在が明らかになってしまえば、皇室はすぐにもそう

した土地に対する権利を主張することが予想された。また、以前に民間に払い下げられた皇産についても、あらためて、皇室がその権利の回復を主張することが考えられた。そもそも、それまでに行われた皇産の民間への払い下げは、皇室にとって極めて不当なものであった。皇産の調査を行えば、満洲国政府はすぐにも皇室との間に難しい問題を抱えることとなった。しかし、他方、皇産の調査をすることなしに、その土地の整理を進めることも実際にはできなかった。

委員会、幹事会では、皇産を対象とした調査を行うべきか否かについて、延々とした議論が続いた。議事録という史料の持つ性格を示すためにも、ここで、在京委員第一回打合会議における、この問題に対する各委員の発言内容の一部を引用してみたい。<sup>(67)</sup>

松田令輔（総務庁）「土地ハ調査スルモ処分ハセサルヤ単ニ資料トナスヤ調査セハ結局後カ厄介ナリ」

加藤鐵矢「現勢ヲ調査シ人民ノ権利カ如何ニ錯綜シアルヤヲ調査スル必要アリ」

秋永月三（関東軍）「皇産トシテ調査セハ処理カ困難ナルヘシ皇産トセス特別地帯等ノ意味ニテ調査スル方カ後ノ為好都合ナルヘシ」

松田「宮内府ニテハ皇産トシテ認メラルルモノトノ前提ヲ以テ収入ノ増加ノミ考ヘ居ル状態ナリ調査カ其ノ手伝ノ結果トナリテハ迷惑ナリ」

稲垣「方針ヲ決定スルカ先決問題ナリ然ラサレハ一層取扱カ面倒ナリ」

鈴木榮治（関東軍参謀）「方針ヲ決定スル前ニ一応調査スルカ先決ナルヘシ別ノ名目ヲ以テ調査セハ差支ナカルヘシ」

加藤「方針ト調査トハ併行スヘキモノナリ」

松田「地籍整備事業全体ヨリ見テ皇産ノミ調査スルモ効果ナカルヘシ」

清水良策（民政部）「幹事会ニ於テモ別ニ研究スル事トナリ居ルヲ以テ

調査丈ハ必要ナラン他ノ調査ト同時ニ為スヲ可トスヘシ」

秋永「何レニスルモ方針ヲ決定スルヲ要ス政策トモ関係アリ」

加藤「然ラハ皇産ノ文字ハ使用セス『特殊土地』トシテ調査スヘシ」

秋永「概要ノ調査ニ止メテハ如何」

松田「調査セハ必ス宮内府ニテハ租糧ノ取立ヲ始ムヘシ」

清水「取立サセテハ不可ナリヤ」

松田「今日皇帝タルノ身分ヲ以テ持タルルハ不可ナリ」

清水「大ナル問題ナリ」

加藤「前清皇室ノモノトナスカ個人ノモノトナスカ国家ノモノトナスカ  
人民ノ権利ニ認ムルカ政府ノ最高方針ヲ至急決定セラルルノ要アリ」

その後、第七回幹事会ではさらに次のような議論が展開された。<sup>(68)</sup>

加藤「此處ニテハ皇帝ノ御私有ナリトセハ皇帝ハ満洲国ノ一地主タル立  
場トモナル」

岡本茂（民政部）「私有財産トシテ成立シ居タルモノナラハ復讐ノ如何  
ヲ問ハス（私有財産は）繼承スヘキニアラサルカ」

菅原達郎（司法部）「私有ナリトセハ皇帝タルノ御身分ニ対シ之ニ税ヲ  
課スルハ憲法上ノ問題ナリ神聖ニシテ侵ス可ラストセハ」

加藤「宮内府ノ見解ニテハ処分済ノモノト雖モ従来ノモノハ地価カ安キ  
ニ失シタレハ売払ニ非ス貸下ナリトナシ居レルカ如シ」

栗原美能留（民政部）「小作料ヲ皇帝ニ納メル等トハ不可解ナリ」

加藤「然ラハ現在ノ皇産ハ之ヲ認メサルコトトシ人民ノ権利アルモノハ  
人民ノ権利ヲ認メ然ラサルモノハ国有財産ト為スコトニ方針ヲ決シテ可  
ナルヤ」

一同「方針トシテ可ナラン」

以上の各委員、幹事の発言記録に見るように、在京委員第一回打合会議、第七回幹事会では皇産の調査を行うかどうかについては様々な意見が出され、必ずしも確固とした方針を打ち出すことができなかった。さらに、その議論が進展するなかで、「皇帝は土地を私有できるのか」、「皇帝に課税できるのか」といった、満洲国における皇帝の位置付けそのものに関わる問題にまで発言が及んでいったのである。問題の結論を得ることは、第八回幹事会に持ち越されることとなった。

## (2) 第八回幹事会

臨時土地制度調査会に提出される皇産の問題についての基本方針は、第八回幹事会においてまとめられた。この幹事会では、加藤鐵矢が議論をまとめるかたちで、①法理論上、皇産は前清皇室の家産とみなせるか、②事実問題として皇産の存在を認めてよいか、③政策的見地から皇産を如何に扱うかという順序で審議が行われた。<sup>(69)</sup>

まず、皇産は前清皇室の家産とみなせるかという問題について、加藤の提案は次のようなものであった。それは、皇産とされた土地がかつては実際に清朝の宮廷、陵寢の用度に供されていたこと、辛亥革命後、民国政府がそうした土地の清朝家産としての性格を確認していたことを考慮し、満洲国政府としても、皇産を前清皇室の家産として認めるというものである。幹事会はこの提案を承認し、さらに、満洲国の成立は清朝の復讐でない以上、満洲国皇室は私人として皇産の土地を所有するのであり、それ以上の特権は有さないということを確認した。

このように、満洲国皇室の皇産に対する権利を認めながら、幹事会は実質的に皇産の存在を否定する道を探っていく。ここで、幹事会は皇産を認めれば如何なる結果をもたらすか、否認した場合にはどうなるかという形で議論を交わした。各幹事からの質問に答えながら、加藤は問題を次のよ

うに整理した。それによれば、皇産の存在を是認した場合には、次のような不都合が生じた。まず、第一に、それは皇室の土地に対する「上級所有権」を認めることになり、その結果として、皇室と実質的な土地占有者である「下級所有権者」との間に無数の土地紛争を生じさせることが予想された。第二に、それはかつての「封建的な」土地制度をそのまま存続させることを意味し、「近代的」な土地制度の確立を目指す地籍整理事業の趣旨に反するものであった。つまり、ここで、皇産の存在を認めることの弊害が強調されたのである。<sup>(70)</sup> 一方、加藤の説明によれば、皇産の存在を否定してしまうことに大きな障害は無かった。せいぜい、満洲国皇室は皇産から得ている毎年約1万円の租収入を失うだけであり、その損失は皇室にとっても大したものではないという見通しが示された。<sup>(71)</sup> 各幹事はこの説明に必ずしも納得したわけではないが、結局、皇産の存在を否認する方向で議論を進めるといふ、加藤の方針を了承した。<sup>(72)</sup>

上記の方針のもとで、幹事会は次のような方法で実際に皇産を処理するという決定を行った。それは、所有権に近い権利（これまでの議論でいう「下級所有権者」）を有している者をその土地の所有者と認め、人民の権利が設定されていなければこれを国有地とする、というものであった。<sup>(73)</sup>

加藤の説明は必ずしも皇産問題の現状を正確には示していなかった。当時、満洲国皇室にとって問題であったのは、皇室が自らの家産である皇産の具体的な所在・面積を掌握しておらず、そこから十分な租収入を得ていないということであった。皇産に対する調査が行われることによって、皇産を構成した各土地の所在等が明らかになれば、そこから相当の収入が獲得できるであろうと、皇室は期待していた。したがって、皇産の処分という方針が示されれば、皇室がそれに強く抵抗することは十分に予想された。

幹事長の加藤を中心として、一応、幹事会の基本方針は上記のようにまとめられていった。しかし、多くの幹事は皇産の存在を否定するという方

針が、果たしてどこまで実行可能であるかという点に強い懸念を有していた。とりわけ、満洲国皇室の皇産処分に対する抵抗にどこまで対処できるのかという点に、各幹事の質問が集中した。そして、その質疑のなかで、皇産に対する調査は必要かどうかという、前回の幹事会で議論された問題が再び浮上してきた。皇産の整理のためにはその調査が必要であるが、調査を行うと皇産とされた各土地の具体的な存在が明らかになり、その結果、皇室がそれらの土地に対する権利を主張してくるという問題である。この問題について各幹事の発言が続くなかで、最後に、土地局の杉本吉五郎が次のような提案を行った。<sup>(74)</sup>

杉本吉五郎「先ツ所有権ハ之ヲ認ムルノ前提ヲ以テ実地調査ヲナシ之ニ関係アル業主ノ権利ヲ認メテ仕舞ヒ其ノ結果最早皇産ハ存在セストセハ可ナリ」

加藤「原則トシテ皇産ヲ存在セシムルモノトナスト存在セシメサルモノトナストハ調査方法ヲ異ニスヘシ」

杉本「十分調査セルモ無シトセハ可ナルヘシ」

つまり、皇産に対する調査は行うものの、調査の過程で土地の実質的な占有者に業主権を与えてしまい、調査は行ったが皇産は存在しなかったというかたちで報告をまとめれば良いというものである。実際に存在するものを存在しなかったことにしようという、この発言は、当時の（臨時）土地制度調査会の幹事会が皇産問題について相当困難な壁に直面していたことを端的に示している。また、同時に、我々が満洲国時代の皇産に関する各種報告書類を読む場合に、十分な注意が必要であることを示唆している。これらの報告書は、しばしば、皇産問題は基本的に既に解決済としていたが、その内容が必ずしも正確でないことは、この幹事会議事録に記されて

いる通りである。

幹事会の審議のなかで、皇産の存在を否定し、「下級所有権者」にその業主権を与えるという方針を決定したものの、結局、その具体的な方法についての結論を得ることはできなかった。実は、この具体的な方法をどうするかという点が、幹事会の解決すべき本当の問題であった。各幹事はこの問題が決して容易に解決できるものではないことを十分に認識していた。そこで、最後に、加藤は皇産を解消するための具体的な方法については、他の機関にあらためて審議を委ねるという方針を打ち出し、これを幹事会の意見として委員会に提出することとした。<sup>(75)</sup>つまり、蒙地の場合と同じく、問題の先送りを行ったのである。

## 6 まとめに代えて

幹事会で決定された蒙地、皇産の処理方針は臨時土地制度調査会第二回委員会（1935年12月）での審議に付された。現在、そこで如何なる審議が行われたか、その詳しい内容は分からない。但し、その翌年に開催された土地制度調査会第一回委員会（1936年11月）の議事録を読むと、臨時土地制度調査会委員会において、蒙地、及び、皇産の問題については結論を得ることができず、その実質的な審議はさらに土地制度調査会第一回委員会<sup>(76)</sup>の場に持ち越されたことが分かる。

土地制度調査会第一回委員会の議事録を読むかぎり、この委員会における蒙地と皇産に関する審議はかなり形式的なものであった。満洲土地問題に詳しい亀淵龍長、天海謙三郎が、それぞれ、蒙地と皇産の沿革、その問題点を説明し、それを受けて、幹事長の加藤鐵矢がその処理方針を説明した。加藤の提案は、「所謂皇産及蒙地ハ速ニ其ノ権利関係ヲ単純一元化スルモノトシ、其ノ具体的且事務的整理方法ニ付テハ小委員会ノ報告ヲ参照

シ、個々ノ土地ニ付其ノ沿革及性質ニ応ジ所有権其ノ他ノ土地権利ノ帰属ヲ明ナラシムル為、政府関係機関ヲ以テ特別委員会ヲ設ケテ之ガ決定ヲ為シ、土地審定ノ基準タラシムルモノトス」というものであった。<sup>(77)</sup> この方針は幹事会（この文章のなかでは「小委員会」）の決定に沿ったものであり、若干の質疑の後、委員会はこの提案を了承した。既に述べたように、蒙地と皇産の土地権利関係を単純一元化するという方針を打ち出すことは容易であった。しかし、問題は、それを如何に具体的に行うかという点にあった。土地制度調査会はその問題を解決できず、それを後に設けられる特別委員会の判断に任せるとした。つまり、問題の先送りを行ったのである。蒙地問題と皇産問題の解決のための方策を探るという（臨時）土地制度調査会の目的は、事実上、失敗したと言えよう。

満洲国の地籍整理事業は、蒙地と皇産に展開する重層的な土地権利関係を如何に整理するかという問題を解決することができなかった。事実上の土地占有者である「下級所有権者」に土地所有権を与えるという方針を決定したところで、その「上級所有権者」の権利を如何に否定するかという点で大きな障害が存在した。なぜならば、そうした「上級所有権者」は満洲国の皇帝、皇室であり、また、政治的な配慮を必要とする蒙古王公・蒙旗であった。蒙地の問題をめぐって、蒙政部と他の政府機関との間に深刻な対立が生まれていったことは、本文で説明した通りである。（臨時）土地制度調査会が「満洲国」の体制の根幹に関わる、蒙地と皇産の問題を単独で処理していくことには、最初から相当の困難があったと言えよう。

本稿は、臨時土地制度調査会の幹事会議事録を史料として、満洲国地籍整理事業の直面した問題の一端を考察してきた。そのなかで、中国東北方の土地制度史研究にとって重要な課題である蒙地と皇産の歴史、特に、満洲国時代におけるこれら土地の状況を検討してきた。本稿は満洲国の地籍整理事業の全体像を必ずしも明らかにしたわけではない。この事業が進

められるなかで、中国農民が如何に土地を収奪されていったかという問題についてはさらに本格的な検討を行うことが必要であろう。そうした点については筆者の今後の研究課題としたい。

- (1) 地籍整理局『土地局史』(康德4年11月)1, 27頁, 我妻榮「満洲国に於ける土地制度確立の企圖」『法學協会雑誌』第54巻2号, 1936年
- (2) 張作霖政権時代の旧官荘地等の払い下げ事業については, 拙稿「辛亥革命後, 旧奉天省における官有地の払い下げについて」『一橋論叢』第98巻6号, 1987年, を参照のこと。
- (3) 『満洲国現勢 康德五年版』(満洲国通信社, 1938年)71頁
- (4) 同 71頁
- (5) 『満洲国現勢 建国一大同二年版』(満洲国通信社, 1933年)25頁
- (6) 『満洲国現勢 康德四年版』(満洲弘報協会, 1937年)54頁
- (7) 前掲『満洲国現勢 建国一大同二年版』25頁
- (8) 『満洲国現勢 康德六年版』(満洲国通信社, 1939年)82頁
- (9) 『昭和人名辞典』(日本図書センター, 1987年)第4巻〔外地・満支・海外編〕満洲77頁
- (10) 関東庁の土地調査事業, 及び, 杉本吉五郎がそこで果たした役割については, 拙稿「関東都督府及び関東庁の土地調査事業について」『一橋論叢』第97巻3号, 1987年, を参照のこと。
- (11) 『満洲国現勢 康德二年版』(満洲国通信社, 1935年)158頁
- (12) 例えば, 旧錦州省綏中縣に所在した錦州官荘の「永佃権」の問題について報告した天海謙三郎『綏中縣凌家屯 官荘升科地調査報告書』(発行年月不明)などを, その例として挙げることができる。詳しくは, 拙稿「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」『社会経済史学』第54巻6号, 1989年, を参照のこと。
- (13) 土地局『土地関係舊法規 奉熱両省単行之部』(1934年)
- (14) 土地局『満洲ノ地券ニ就テ』(1935年)
- (15) 土地局『満洲ニ於ケル地籍簿冊ノ様式』(1935年)
- (16) 土地局『舊蒙地ニ就テ』(1935年)
- (17) 前掲『満洲国現勢 康德二年版』158-159頁

- (18) 前掲の拙稿「関東都督府及び関東庁の土地調査事業について」を参照のこと。
- (19) 『満洲国現勢 康德三年版』（満洲国通信社、1936年）62頁、前掲『満洲国現勢 康德四年版』55頁
- (20) その一例として、「土地調査整理ニ伴フ歳入増加予定表」（康德2年4月、土地局）〔東京大学東洋文化研究所所蔵〕などを挙げる事ができる。
- (21) 土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康德2年）〔協同組合図書史料センター所蔵〕
- (22) 地籍整理局『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』（康德4年6月）〔東京大学東洋文化研究所所蔵〕
- (23) 土地局『土地問題研究会記事』（康德2年8月）〔協同組合図書史料センター所蔵〕、及び、土地局『第一回全国土地科長会議議事録』（康德2年8月）〔国立国会図書館所蔵〕
- (24) 土地局『舊蒙地ニ就テ』（康德2年11月）1-2頁
- (25) 同書 2-3頁
- (26) 南満洲鉄道株式会社編纂（亀淵龍長筆）『満洲舊慣調査報告書前編ノ内蒙地』（大正3年）
- (27) 前掲『舊蒙地ニ就テ』9-10頁
- (28) 同書 10-11頁
- (29) 同書 4頁、 尼巴達喇「蒙地の一般行政に就て」（土地局『土地問題研究会記事』（康德2年8月）所収）31頁
- (30) 前掲『舊蒙地ニ就テ』4頁
- (31) 同書 5, 11-12頁
- (32) 同書 7-8頁
- (33) 同書 27頁
- (34) 「臨時土地制度調査会在京委員第一回打合会議議事概要」11-14頁（前掲、土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康德2年）所収）
- (35) 「臨時土地制度調査会第七回幹事会議議事概要」14-17頁（前掲、土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康德2年）所収）
- (36) 同 15-17頁
- (37) 同 18頁

- (38) 「臨時土地制度調査会第八回幹事会議事概要」21頁（前掲，土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康徳2年）所収）
- (39) 同 24-25頁
- (40) 「第八回臨時土地制度調査会幹事会議事概要」1-3頁（前掲，土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康徳2年）所収）
- (41) 「臨時土地制度調査会第八回幹事会議事概要」33頁（前掲，土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康徳2年）所収）
- (42) 同 30-32頁
- (43) 同 22-40頁
- (44) 同 38-40, 42-43頁
- (45) 同 41頁
- (46) 「臨時土地制度調査会第九回幹事会議事概要」13-15頁（前掲，土地局『臨時土地制度調査会関係書類』（康徳2年）所収）
- (47) 同 18頁
- (48) （臨時）土地制度調査会における皇産問題の審議については，拙稿「『満洲国』地籍整理事業から見た『皇産』の問題」〔石橋秀雄編『清代中国の諸問題』（山川出版社，1995年）所収〕，前掲の拙稿「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」等を参照のこと。
- (49) 南満洲鉄道株式会社編纂（天海謙三郎筆）『満洲舊慣調査報告書前編ノ内皇産』（大正3年）1-2頁
- (50) 前掲「臨時土地制度調査会在京委員第一回打合せ会議事概要」37頁，及び，前掲「臨時土地制度調査会第七回幹事会議事概要」6頁
- (51) 例えば，土地制度調査会『皇産の現状に関する調査報告』（康徳3年11月）
- (52) 梁方仲編著『中国歴代戸口，田地，田賦統計』（上海人民出版社，1980年）384-85頁
- (53) 詳しくは，前掲の拙稿「辛亥革命後，旧奉天省における官有地の払い下げについて」を参照のこと。
- (54) 凌雲閣については前掲の拙稿「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」，田雨公については田原禎次郎編纂『清末民初 中国官紳人名録』（中国研究会，1918年）72-73頁，南満洲鉄道株式会社（天海謙三郎筆）『満洲舊慣調査報告書前編ノ

内内務府官荘』(大正3年)111, 134頁を参照.

- (55) 張家については、拙稿「辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げ」『東洋史研究』第53巻3号、平成6年、を参照のこと
- (56) 例えば、前掲『皇産の現状に関する調査報告』10頁、地籍整理局(福島三好筆)『満洲国土地制度の現状と土地政策』(康徳4年3月)27-28頁
- (57) 前掲『皇産』1-2頁
- (58) 同書 48, 292-93頁
- (59) 同書 271頁
- (60) 同書 292頁
- (61) 詳しくは、前掲の拙稿「辛亥革命後、旧奉天省における官有地の払い下げについて」を参照のこと.
- (62) 註(61)に同じ.
- (63) 前掲「臨時土地制度調査会第七回幹事会議事概要」4頁
- (64) 前掲「臨時土地制度調査会在京委員第一回打合会議事概要」38頁
- (65) 前掲「臨時土地制度調査会在京委員第一回打合会議事概要」37頁、及び、前掲「臨時土地制度調査会第七回幹事会議事概要」6頁
- (66) 前掲「臨時土地制度調査会第七回幹事会議事概要」4頁
- (67) 前掲「臨時土地制度調査会在京委員第一回打合会議事概要」38-42頁
- (68) 前掲「臨時土地制度調査会第七回幹事会議事概要」8, 10-13頁
- (69) 前掲「臨時土地制度調査会第八回幹事会議事概要」3-20頁
- (70) 同 12-13頁
- (71) 同 16頁
- (72) 同 12-13頁
- (73) 同 14頁
- (74) 同 18-19頁
- (75) 同 19-20頁
- (76) 地籍整理局『土地制度調査会第一回委員会議事速記録』(康徳4年6月)42頁
- (77) 同書 42-43頁

(付記) 『臨時土地制度調査会関係書類』、『土地制度調査会第一回委員会議事速

満洲国の地籍整理事業について

記録』の閲覧については、協同組合図書資料センター、並びに、東京大学東洋文化研究所のお世話になった。記して感謝の意を表したい。